

令和3年門審第41号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年8月24日06時05分

山口県野島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 4.93トン
登 録 長 11.94メートル 7.27メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関
出 力 88キロワット
漁船法馬力数 48キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に配した操舵室にレーダー及びGPSプロッターなどを装備し、小型機船底びき網漁に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年8月23日17時30分山口県向島漁港を発し、徳山航路第1号灯浮標付近の漁場に向かった。

a受審人は、19時00分漁場に到着し、底びき網漁を繰り返したのち、翌24日05時20分漁場を発進して帰途に就き、操舵室後方の外部に立って操船に当たり、05時30分半僅か前周防野島灯台から155度（真方位、以下同じ。）5.1海里の地点で、針路を330度に定めて自動操舵とし、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、06時01分周防野島灯台から182度1,750メートルの地点に達したとき、正船首1,050メートルのところに、Bを視認することができ、錨泊していることを示す黒色球形形象物を掲げていなかったものの、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、錨泊していることがわかり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首方にある水上岩のオモゼと野島との間の水域を一見し、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かな

かった。

こうして、a 受審人は、前路で錨泊中のBを避けずに続航し、06時05分周防野島灯台から214度1,000メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの右舷中央部に後方から64度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、b 受審人がもっぱら趣味の魚釣りに使用し、船体中央部に配した操舵室にGPSプロッター及び魚群探知機を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、同人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日05時00分向島漁港を発し、野島南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、釣り場に到着後、直径約20ミリメートル長さ約50メートルの合成繊維製錨索を連結した重さ約15 kilogramsの自作の鉄筋製錨を、水深約40メートルの海中に船首から投入し、同索の全てを伸出して船首部のクリートに止め、錨泊していることを示す黒球形形象物を掲げないまま船首を野島に向けて機関を停止し、06時01分から前示衝突地点で錨泊を開始した後、知人2人と共に釣りを始めた。

錨泊を開始したとき、b 受審人は、右舷船尾64度1,050メートルのところに、オモゼの南方から北上するAを初認し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAが錨泊中の自船を避けてくれるものと思いが、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、操舵室に備えていた呼子笛で、Aに対して注意喚起信

号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、06時05分僅か前右舷方至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が034度に向いていたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部に破口を生じ、Bは右舷中央部に亀裂等を生じ、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、野島南西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したものであり、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、野島南西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、野島南西方沖合において、向島漁港の係留場所に向けて航行する場合、前路で錨泊中の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方にある水上岩のオモゼと野島との間の水域を一見し、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失に

より、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、野島南西方沖合において、釣りのために錨泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に対して注意喚起信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年4月26日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄